不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>高齢者住宅利用許可の取消し</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>いきいき健康部長寿はつらつ課安心サポート係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市高齢者住宅条例第１２条
（利用許可の取消し）
第１２条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用の許可を取り消すことができる。
⑴　偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
⑵　正当な理由がなく指定された期日までに入居しなかったとき。
⑶　正当な理由がなく使用料を３か月以上滞納したとき。
⑷　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
⑸　前各号に掲げるもののほか利用の許可を継続しておくことが著しく不適当であると市長が認めるとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>未設定
（既に条例により言い尽くされているため。）</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年　月　日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>